

指針の骨子（案）
～劇場、音楽堂等における取組を活性化するために～

〔劇場、音楽堂等の運営について〕

1. 劇場、音楽堂等の運営方針の明確化とそれに沿った事業の実施
2. 専門的な能力を有する人材の養成及び確保（配置）
3. 教育普及活動（鑑賞者拡大、地域住民の参画、事業の広報、子どもへの機会の提供等）の促進
4. 複数の劇場、音楽堂等の連携（共同制作、巡回公演、定期的情報交換等）の促進
5. 調査研究機能の向上
6. 劇場、音楽堂等の経営の安定化
7. 劇場、音楽堂等の安全管理の向上
8. その他（要望や苦情等への対応向上等）

〔劇場、音楽堂等の事業評価及び指定管理者制度について〕

1. バランスのとれた劇場、音楽堂等の事業評価（定量的評価と定性的評価）
2. 事業の質の向上につながる指定管理者制度の運用（地方公共団体の姿勢、指定管理期間の設定、地方公共団体と指定管理者との意思疎通）